

全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会実施規定

第1章 総 則

第1条（大会名称）

この大会は、「全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会」という。

第2条（実 施）

「全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会」は、ステージ部門とフロア部門に分け、山形県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

第3条（会場・日時）

実施会場・日時などの必要事項は、山形県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。
尚、ステージ部門は山形県吹奏楽コンクールと同一日程・同一会場で開催するものとする。

第2章 参加資格及び演奏・演技

第4条（実施部門・実施方法）

ステージ部門およびフロア部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

第5条（参加資格）

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

- ① 単独校 同一小学校に在籍する児童による団体。
- ② 合同バンド 部員数不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

第6条（指揮者）

指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第7条（参加人数）

参加人員は次のとおりとする。

- (1) ステージ部門 …… 65名以内（指揮者は含まない。）
- (2) フロア部門 …… 80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

第8条（編 成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また、手具などの使用上のルールは全日本吹奏楽連盟が別途定めたものを適用する。歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第9条（出演時間）

出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間という。

- (1) ステージ部門 …… 7分以内
- (2) フロア部門 …… 6分以内

第10条（演奏曲目）

著作権の存在する曲を演奏する場合は、事前に著作権者から、大会終了時までの演奏の許諾を受けて演奏しなければならない。（編曲を伴う場合も同様とする）

第11条（演技方法）

演技方法は自由とするが、演奏形態によってステージ部門およびフロア部門に分けるものとする。

第12条（服 装）

服装等は、自由とする。

第13条（出演順序）

出演順序は、実行委員会において決定する。

第3章 表彰及び代表

第14条（審査員）

審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。審査員は原則として3名とする。審査方法は、別に定める審査内規による。

第15条（表 彰）

表彰は各部門に、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。各賞の決定は別に定める審査内規による。金賞の団体にはトロフィーを授与する。

第16条（東北大会への推薦）

全日本小学生バンドフェスティバル東北大会には、ステージ部門とフロア部門あわせて7団体を推薦できる。ただし、フロア部門の代表数は最大4団体までとする。ステージ部門は、小

学生小編成部門（東日本学校吹奏楽大会予選部門）とあわせて最大３団体までとする。

第１７条（失格等）

演奏時間を超過した場合、また、地区大会時の申し込み人数を超えて演奏した場合は失格とし、審査の対象としない。

- ２ 演奏前に、この規定の一部に反していることが判明した団体を、出場停止とすることがある。
- ３ 演奏後に、この規定の一部に反していることが判明した団体の賞を取り消すことがある。

第４章 その他

第１８条（参加費用）

全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会の参加に要する費用は、出場団体の負担とする。

第１９条（共催・後援・協賛）

全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会を実施にあたっては、朝日新聞社が共催となる。理事会が必要と認めた場合は、共催・後援・協賛団体をもつことができる。共催・後援・協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第２０条（改 定）

この規定は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。

《 付 則 》

この規定は、平成１９年 ５月 ９日より実施する。

この規定は、平成３１年 ４月１３日一部規定改正。

この規定は、令和 ３年 ５月 ８日一部規定改正。

この規定は、令和 ４年 ５月 ７日一部規定改正。

この規定は、令和 ５年 ５月１１日一部規定改正。

この規定は、令和 ６年 ４月１３日一部規定改正。

この規定は、令和 ７年 ２月１９日一部規定改正。

全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会

フロア部門 審査内規

第1条

この内規は、全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会実施規定第15条に基づき、フロア部門の審査及び判定について定めるものである。

第2条

審査員は、「音楽」「動き」「全体」の3項目について、10段階で評価する。

第3条

審査評価点は、合計点とする。

第4条

審査結果の処理は、会長から委嘱された3名による判定委員会が行う。

第5条

判定委員会は、審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合は、概ね3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

第6条

東北大会推薦団体の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 各部門に、評価点合計の上位団体を選出する。
- (2) 評価点合計が同点の場合は、審査員が投票する。

第7条

第5条、第6条に基づいて、大会会長が賞を決定する。

第8条

この内規は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。